職場の熱中症対策が義務化されました

近年、職場での熱中症事故が増加しています。2023年には1,106人が被災し、31人が死亡しました。これを受け、厚生労働省は労働安全衛生規則を改正し、2025年6月より事業者に対して職場の熱中症対策を義務づけました。

義務化の対象となる作業

◆WBGT（暑さ指数）28℃以上、または気温31℃以上の環境で
◆1時間以上連続、または1日4時間以上作業が行われる現場

例：建設業、製造業、屋外作業、倉庫作業、厨房、運送業など

事業者が実施すべき3つの措置（法定義務）

【報告体制の整備】
熱中症の兆候を感じた場合、迅速に報告・対応できる体制を整えること。担当者・連絡手段を明確にし、作業者へ周知すること。

【対応手順の作成】
作業中断、身体冷却、必要に応じた医師の診察や救急搬送など、具体的な対応手順を定める。医療機関の情報や緊急連絡網も明記すること。

【関係者への周知】
上記の体制・手順について、現場の全作業者に対して明確に伝えること。朝礼・掲示物・教育などで繰り返しの周知が求められます。

罰則について

これらの義務を怠った場合、労働安全衛生法に基づき、事業者には罰則が科される可能性があります。具体的な罰則内容については、厚生労働省の通達や関連法令をご確認ください。

しえん SHIEN

労務コンサルティング ／ 会計コンサルティング ／ EAP制度（メンタルヘルス支援）／
運営コンサルティング ／ 経営補助支援

しえんグループ 運営会社 WKA COMPANY

【東京事務所】〒102-0081 東京都千代田区四番町2-1
【大阪事務所】〒590-0053 大阪府堺市堺区文珠橋通3-2

TEL 03-6820-2171
E-mail info@wkacompany.com

経営課題と改善を見える化!
今すぐ経営力診断をSTART!!

https://manage-support.net/